

○厚生労働省告示百六十八号

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第五十一条第四項において読み替えて準用する同条第三項の規定に基づき、化学物質関係作業主任者技能講習規程及び金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年四月三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

化学物質関係作業主任者技能講習規程及び金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部を改正する告示

（化学物質関係作業主任者技能講習規程の一部改正）

第一条 化学物質関係作業主任者技能講習規程（平成六年労働省告示第六十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
(講習科目の範囲及び時間) 第二条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。		(講習科目の範囲及び時間) 第二条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。	
		講習科目	
		範囲	
		講習時間	
	(略)		
	(略)		
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	
	金属アーク溶接等作業主任者技能講習		
	(金属アーク溶接等作業主任者技能講習)		
	学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)第二十七條第		

健康障害 及びその 予防措置 に関する 知識	作業環境 の改善方 法に關す る知識	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	二項に規 定する金 属アーク 溶接等作 業主任者 限定技能 講習をい う。以下 同じ。一 を除く。
溶接ヒュ ームによ る健康障 害の病理 、症状、 予防方法 及び応急 措置	溶接ヒュ ームの性 質、金属 アーク溶 接等作業	
四時間（ 鉛作業主 任者技能 講習にあ つては三 時間、金 属アーク 溶接等作 業主任者 限定技能 講習にあ つては一 時間）	四時間（ 鉛作業主 任者技能 講習にあ つては三 時間）	

健康障害 及びその 予防措置 に関する 知識	作業環境 の改善方 法に關す る知識	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(新設)	(新設)	
四時間（ 鉛作業主 任者技能 講習にあ つては三 時間）	四時間（ 鉛作業主 任者技能 講習にあ つては三 時間）	

保護具に 関する知 識	
(略)	
(略)	
(略)	
金属アーク溶接等 作業に係 る保護具	(金属を アーク溶 接する作 業、アーク を用い て金属を 溶断し、 又はガウ ジングす る作業そ の他の溶 接ヒュー ムを製造 し、又は 取り扱う 作業をい う。以下 同じ。) に係る器 具その他 の設備の 管理、作 業環境の 評価及び 改善の方 法
(略)	時間、金 属アーク 溶接等作 業主任者 限定技能 講習にあ つては二 時間)

保護具に 関する知 識	
(略)	
(略)	
(略)	
(新設)	
(略)	時間)

(金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部改正)

第二条 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和二年厚生労働省告示第二百八十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(溶接ヒュームの濃度の測定) 第一条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。)第三十八条の二十一第二項の規定による溶接ヒュームの濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。 一 試料空氣の採取は、特化則第二十七条第二項に規定する金属アーク溶接等作業(次号及び第三号において「金属アーク溶接等作業」という。)に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空氣中の溶接ヒュームの濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。 二 四 (略)	(溶接ヒュームの濃度の測定) 第一条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。)第三十八条の二十一第二項の規定による溶接ヒュームの濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。 一 試料空氣の採取は、特化則第三十八条の二十一第一項に規定する金属アーク溶接等作業(次号及び第三号において「金属アーク溶接等作業」という。)に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空氣中の溶接ヒュームの濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。 二 四 (略)

附 則

この告示は、令和六年一月一日から適用する。